

さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針  
(令和7年度)

さいたま市

## 目 次

|     |                                |    |
|-----|--------------------------------|----|
| 1   | 外郭団体の目的と改革の必要性                 | 1  |
| (1) | 外郭団体の目的                        | 1  |
| (2) | 改革の必要性                         | 1  |
| 2   | これまでの外郭団体改革の成果と今後の課題           | 1  |
| (1) | 外郭団体改革の経緯                      | 1  |
| (2) | 外郭団体改革の成果                      | 2  |
| ①   | 経営が悪化した団体の経営再建                 |    |
| ②   | 外郭団体の統廃合等                      |    |
| ③   | 市派遣職員の削減                       |    |
| ④   | 市補助金の削減                        |    |
| (3) | 外郭団体改革における今後の課題                | 4  |
| ①   | 更なる経営改善                        |    |
| ②   | 自主財源の確保                        |    |
| ③   | 効率的・効果的な事業運営                   |    |
| ④   | 内部統制・コンプライアンスの強化               |    |
| ⑤   | 人材の確保・育成                       |    |
| ⑥   | 市民サービスの更なる向上                   |    |
| ⑦   | 社会経済情勢の変化への対応                  |    |
| 3   | 外郭団体改革の課題を踏まえた取組方針             | 7  |
| (1) | 取組の方向性                         | 7  |
| (2) | 対象とする団体                        | 7  |
| (3) | 各団体に共通する取組方針                   | 7  |
| ①   | 自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営 |    |
| ②   | 人材の確保・育成                       |    |
| ③   | 市民サービスの更なる向上                   |    |
| (4) | 各団体の位置付けと取組方針                  | 9  |
| ①   | 自立的経営を維持する団体                   |    |
| ②   | 経営効率化を図る団体                     |    |
| ③   | 経営健全化を推進する団体                   |    |
| 4   | 取組の進行管理と評価                     | 17 |
| 5   | 各団体の重点取組目標                     | 17 |

## 1 外郭団体の目的と改革の必要性

### (1) 外郭団体の目的

本市では、市民サービスの提供や地域の活性化といった市の施策目的を実現するために設立された法人のうち、「市が当該法人の基本財産等の 25%以上を出資又は出捐している法人」、あるいは、「それ以外で、本市の人的又は財政的援助の状況等を考慮して市が指定する法人」を外郭団体と定義しています。

各団体には、「市を補完する団体」として、市が直接実施するよりも機動的かつ専門的に事業を展開することが期待されており、それぞれの専門分野を担う団体として、設立目的に基づいた事業を地域の実情や市民ニーズを踏まえて実施することで、良質な市民サービスの提供に重要な役割を果たしています。

また、市も、施策目的を実現するため、団体を所管する局等において、団体の組織、人員、財務、事業の執行状況及び成果等の運営状況を把握するとともに、団体の特性、自主性、自立性等に配慮しつつ、必要な指導及び調整を行っています。

### (2) 改革の必要性

本市の外郭団体は、平成 17 年度には 24 団体ありましたが、社会経済情勢が変化する中で民間事業者の活動範囲も広がり、市の施策を実現するため、「民間ではできない」公共サービスを市と連携して担うという使命や役割が薄れている外郭団体も見られていたため、平成 21 年度に策定した「さいたま市外郭団体改革プラン」等により抜本的な外郭団体改革を推進し、目的が希薄化した団体や役割が重複する団体の統廃合などを行い、当該プランの最終年度である平成 24 年度には 16 団体としました。

平成 25 年度以降は、「さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針」に基づき、団体の自主的な取組を推進し、各団体の健全運営の維持を図っているところですが、今後も各団体が健全運営を維持し、良質な市民サービスを提供していくためには、各団体の役割や現状を再検証するとともに、専門性を発揮するための人材の確保・育成や収益事業の拡大など、更なる改革が必要です。

## 2 これまでの外郭団体改革の成果と今後の課題

### (1) 外郭団体改革の経緯

本市では、平成 16 年度に「外郭団体の改革及び運営に関する指針」（以下「改革指針」という。）、平成 20 年度に「公益法人制度改革を踏まえた外郭団体改革の基本方針」、平成 21 年度に「さいたま市外郭団体改革プラン」（以下「改革プラン」という。）、平成 25・29 年度、令和 3 年度に「さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針」（以下「健全運営指針」という。）を策定し、外郭団体改革を推進してきました。

平成 24 年度までの取組は、公益性や市の関与の必要性などの観点から、外郭団

体の役割や事業をゼロベースで見直し、「民間にできることは民間に」という考えに基づき、団体の統廃合等を行うとともに、より公益的な分野を担う団体へとその役割をシフトさせることなどを進めてきました。

また、団体経営の自主・自立化を促すために、市からの職員派遣や補助金支出など市の人的・財政的な関与についても見直しを行ってきました。

さらに、平成 21 年度から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面的に施行され、外郭団体等の経営状況が市の財政に重大な影響を及ぼすこととなったことも踏まえ、経営が著しく悪化している団体について、「改革プラン」に基づく抜本的な経営再建を実施しました。

平成 25 年度以降は、「健全運営指針」により、それまでの外郭団体改革によって整理してきた団体のあり方等を引き継ぎながら、各団体が健全な団体運営を堅持し、持続するために必要な事項に関する毎年度の取組計画を策定し、進行管理のほか、必要な指導・調整を行ってきました。

なお、平成 30 年度に、地域スポーツの振興と地域経済の活性化を図ることを目的として設立された一般社団法人さいたまスポーツコミッションを外郭団体に指定しました。

## (2) 外郭団体改革の成果

これまでの外郭団体改革の主な成果としては、次のものが挙げられます。

### ① 経営が悪化した団体の経営再建

岩槻都市振興（株）及び与野都市開発（株）は、経営が悪化していたことから、外部の有識者で構成する「さいたま市外郭団体経営改革推進委員会」の提言を受け、経営再建を行いました。

岩槻都市振興（株）は、平成 21 年度に R C C 企業再生スキーム（※1）を活用することで、負債の圧縮、財務リストラを行いました。現在は、テナント確保のための営業活動強化等により収支は安定しています。

与野都市開発（株）は、平成 22 年度に市が民間事業者の保有する債権の譲渡を受け、返済期間の猶予による負担軽減等を行いました。現在では、アルーサ A・B 館の管理運営事業や貸店舗事業等により収支は安定しています。

なお、市からの借入金については、岩槻都市振興（株）は令和 2 年度から、与野都市開発（株）は令和 3 年度から着実に返済を進めています。

※1 株式会社整理回収機構（R C C）内に、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、企業財務会計専門コンサルタント等の構成により設置された「企業再生検討委員会」において、合理的であると承認された再生計画に沿って経営再建を行う手法。

## ② 外郭団体の統廃合等

本市では、個々の外郭団体の設立目的や担うべき役割を見直し、社会経済情勢の変化等によりその目的が希薄化した団体や役割が重複する団体を統廃合等した結果、平成 16 年度末に 26 団体あった外郭団体は、令和 6 年度末時点で、15 団体となっています。

### 【外郭団体数の推移】

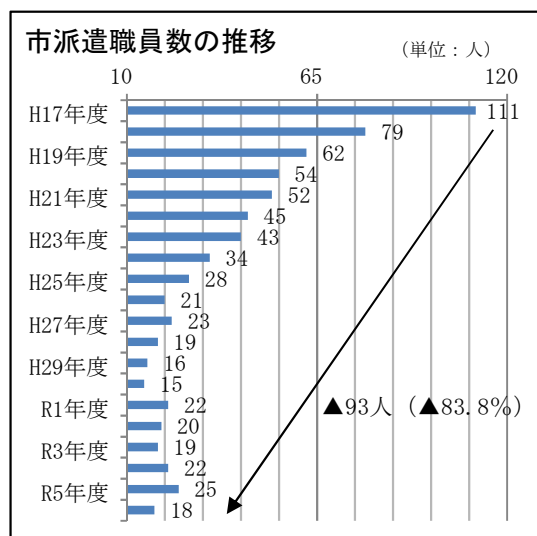
| 年 度      | 団体数   | 統廃合等により削減された団体                                                        |
|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 平成 17 年度 | 24 団体 | (財) さいたま市勤労者福祉サービスセンター<br>(財) さいたま市環境衛生事業協会                           |
| 平成 18 年度 | 23 団体 | (株) 大宮生鮮食料品低温貯蔵センター                                                   |
| 平成 19 年度 | 22 団体 | (財) さいたま市学校給食協会                                                       |
| 平成 22 年度 | 21 団体 | (財) さいたま市公立施設管理公社                                                     |
| 平成 23 年度 | 17 団体 | (財) さいたま市在宅ケアサービス公社<br>(財) 浦和パーキングセンター<br>(財) さいたま市国際交流協会<br>浦和総業 (株) |
| 平成 24 年度 | 16 団体 | 浦和商業開発 (株)                                                            |
| 平成 25 年度 | 15 団体 | さいたま市土地開発公社                                                           |
| 平成 26 年度 | 14 団体 | (一財) 埼玉水道サービス公社                                                       |

| 年 度      | 団体数   | 新たに外郭団体となった団体       |
|----------|-------|---------------------|
| 平成 30 年度 | 15 団体 | (一社) さいたまスポーツコミッション |

## ③ 市派遣職員の削減

市による過度の人的関与は、外郭団体の市への依存心を高め、自主的な団体運営やプロパー職員(※2)の人材育成を損なう可能性があることから、段階的に市派遣職員の削減を実施した結果、平成 17 年度に 111 人いた外郭団体への市派遣職員は、令和 6 年度には 18 人となりました。

※2 期間の定めのない雇用契約により働く職員（いわゆる正職員、正規職員）。



#### ④ 市補助金の削減

外郭団体への補助金については、その根拠となる公益性や効果などを検証しながら削減に取り組んだ結果、「改革指針」に基づく改革では約7億8千万円、「改革プラン」に基づく改革では約1億7千万円の市補助金を削減しました。

| 運営費補助金を廃止した団体 |                 |
|---------------|-----------------|
| 廃止年度          | 団体名             |
| H18 年度        | さいたま市文化振興事業団    |
| H21 年度        | さいたま市浦和地域医療センター |
|               | さいたま市都市整備公社     |

### (3) 外郭団体改革における今後の課題

本市では、これまでの外郭団体改革により多くの成果が得られましたが、次のような課題が見受けられるなど、引き続き課題解決や経営改善に向けた取組が必要です。

#### ① 更なる経営改善

これまでの改革の結果、外郭団体の経営基盤強化等が図られてきましたが、一方で指定管理者制度(※3)による公の施設の管理を主たる業務とする団体にあっては、市の原則公募制の下で民間事業者との競争が行われ、また、公益法人制度改革(※4)により一般財団・社団法人に移行した団体は、原則課税となるなど、その経営環境は厳しさを増しています。

さらに、今後は、アフターコロナにおける新たな生活スタイルの浸透や少子高齢化による労働力不足、デジタル化の進展、物価高騰への対応等、急速な社会経済情勢の変化にも柔軟に対応していくことが求められています。

各団体においては、こうした点を踏まえ、組織・人員体制や今後の事業計画等は無駄や無理が生じていないかなどを十分にチェックするとともに、不断の見直しを行い、経営体質をより一層強化していく必要があります。

加えて、各団体の職員が、日常業務の中で常に意識を持って業務改善に取り組み、業務内容等をより良くしていく組織風土を確立し、コスト削減や効率性、成果などに対する意識を一層高めていく必要があります。

また、近年では、デジタル技術の進展に伴うシステムやサービスの進化が著しいことから、各団体における業務改善やコスト削減等にあたっては、デジタル技術の活用によるDXの推進も併せて検討していく必要があります。

さらに、各団体が行っている各種契約については、前例踏襲による安易な随意契約を厳に慎むことはもちろんのこと、厳格な競争の下で、より良質なサービスの提供を受けるとともに、コスト削減につなげていくことが重要です。各団体においては、これまでの契約事務について、透明性が十分確保されているか確認し、必要に応じて適切な見直しを行う必要があります。

※3 公の施設（市民会館、体育館、公園、福祉施設など）の管理を、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者等を含む。）に委ねることができる制度。

※4 平成20年12月から本格施行された公益法人制度改革関連3法により、従来の社団、財団法人等に相当した法人が、「一般社団法人」、「一般財団法人」として位置付けられることとなり、また、そのうち公益目的事業比率が50%以上などの基準を満たす公益性の高い法人は、申請により「公益社団法人」、「公益財団法人」として認定されることとなりました。

## ② 自主財源の確保

外郭団体は、安定的な事業展開を行う中で良質な市民サービスを提供できるよう、寄附金の要請や会員（会費収入）の増加を図ることに加え、各団体において積極的に自主事業を展開し、収益の拡大を図っていかねばなりません。

また、市が支出している補助金等の削減につなげる観点からも、全団体において自主財源の確保に資する取組を重点目標とし、積極的に取り組む必要があります。

## ③ 効率的・効果的な事業運営

各団体は、現在実施している事業について、その必要性や有効性、費用対効果のほか、民間が行っている事業と類似していないか、DXの推進等により更に付加価値の高い市民サービスを提供できないかといった観点から常にチェックを行い、事業効果が低いものなどについては、事業の廃止や見直しを行うことが必要です。

また、近年の激甚化・頻発化する自然災害や新興・再興感染症の拡大といった不測の事態、物価高騰や労働力不足等による社会経済情勢の変化、市民ニーズの多様化・複雑化等に対して、柔軟に対応していかなければなりません。

各団体においては、業務改善に日々取り組むとともに、事業内容や執行方法等についても不断の見直しを行い、効率的・効果的な事業運営を図る必要があります。

こうした点を踏まえて、各団体が将来の安定した事業運営、経営基盤の確立・維持を図るため、必要に応じて中長期的な課題や方向性、主要な施策等を示した中期経営計画の策定にも努めなければなりません。

## ④ 内部統制・コンプライアンスの強化

外郭団体は、市から独立した法人格を有する団体であることから、団体自らの責任と能力で自主的・自立的な運営を行うことが原則です。

外郭団体が行う事業は、市の施策などと深い関わりがあり、市民サービスを直接提供することも多いことから、市は出資者としての責任を果たしていくためにも、引き続き適切な指導・調整を行う必要があります。

また、各団体自らも、内部統制の体制強化、コンプライアンス関係規程の整備及び適切な運用によって、不適正な行為の防止はもとより、契約事務の透明性の確保、個人情報保護や情報公開に係る適切な対応、情報セキュリティ体制

の強化、適正な文書管理及び障害者雇用率の達成などに不断に取り組む必要があります。

#### ⑤ 人材の確保・育成

各団体においては、近年の多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対応し、団体の特色や専門性を生かした良質な市民サービスを安定的に提供していくため、団体運営に資する専門的知識・技能を有する職員、デジタル社会の進展に伴うデジタル技術やデータ活用に関する知識・経験を持つ職員など、多様な人材を確保・育成していく必要があります。

また、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少に伴う深刻な労働力・専門人材の不足に直面する中、若年層を中心とした働き手側の価値観の変化等にも対応するため、職員の能力を最大限に引き出し、職員一人ひとりがやりがいや成長を実感できる、多様な働き方を受け入れる職場環境づくりにも努めなければなりません。

さらに、各団体における人材の確保・育成にあたっては、将来の安定した団体運営を見据え、必要に応じて適正な定員管理や総人件費の抑制等を考慮した人員計画の策定に努めることも重要です。

#### ⑥ 市民サービスの更なる向上

利用者アンケートの実施や地域関連団体との意見交換などにより、地域の実情や市民ニーズを丁寧に把握しながら、市民サービスの向上につながる事業を実施することが求められます。

また、所管課は、外郭団体が実施した利用者アンケートの結果や団体に寄せられた意見等を含め、事業の実施状況等を定期的にヒアリングし、アンケート等で抽出された課題への対応策について、指導・調整を行っていく必要があります。

#### ⑦ 社会経済情勢の変化への対応

近年の我が国では、激甚化・頻発化する自然災害や新興・再興感染症の拡大といった不測の事態を始め、アフターコロナの新たな生活スタイルの浸透、デジタル技術の進展に伴うDXの推進、少子高齢化の進展による労働力不足や物価高騰など、社会経済情勢が日々急速に変化しています。

各団体においては、こうした変化に柔軟に対応しながら、良質な市民サービスの安定的な提供等を図るため、事業継続計画（BCP）の策定・見直しや職員のテレワークを始めとしたデジタル環境の整備など、持続可能な組織運営体制を構築・強化していく必要があります。

### 3 外郭団体改革の課題を踏まえた取組方針

#### (1) 取組の方向性

平成 21 年度から平成 24 年度を改革期間とした「改革プラン」では、外郭団体の役割や事業をゼロベースで見直し、団体の廃止や統廃合などを行うことにより、4 年間で改革前の団体数の 4 分の 1 以上を削減する抜本的改革を実施しました。

さらに、公益法人制度改革により、本市の財団法人及び社団法人である外郭団体は、各団体の公益性に応じて一般法人又は公益法人のいずれかに移行するなど、その基本的なあり方について、一定の整理ができたものと考えています。

平成 25 年度からの「健全運営指針」では、「改革プラン」による改革によって整理してきた団体のあり方等を引き継ぎながら、それぞれが健全な団体運営を堅持し、持続することに重点を置いた具体的取組を行ってきました。

本指針では、これまでの「健全運営指針」で示した具体的な取組方針について、更に改善が必要な事項を加え、この方針に基づき外郭団体が取組を行うことで、団体運営の更なる健全化を図ります。

#### (2) 対象とする団体

本指針は、「さいたま市外郭団体指導要綱」第 2 条の規定により、外郭団体に該当する以下の 15 団体を対象とします。

##### 対象とする団体一覧

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 公益財団法人さいたま市スポーツ協会     | 公益社団法人さいたま観光国際協会    |
| 一般社団法人さいたまスポーツコミッション  | 公益財団法人さいたま市公園緑地協会   |
| 公益財団法人さいたま市文化振興事業団    | 一般財団法人さいたま市都市整備公社   |
| 一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター | 与野都市開発株式会社          |
| 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会    | 北浦和ターミナルビル株式会社      |
| 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団    | 岩槻都市振興株式会社          |
| 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター | 一般財団法人さいたま市土地区画整理協会 |
| 公益財団法人さいたま市産業創造財団     |                     |

#### (3) 各団体に共通する取組方針

##### ① 自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営

各団体の健全経営の維持に係る取組について、将来にわたり持続可能な安定した経営基盤の構築に向けて、寄附金の要請や会員（会費収入）の増加を図ることに加え、積極的な自主事業の展開による収益の拡大を図ります。

こうした収益の拡大にあたっては、各団体がそれぞれの特性や強みにあった方法を模索し、既存事業の収益構造の見直しや新たな方法による資金調達など、

より効率的・効果的な財源確保の手法を検討します。

加えて、内部統制の体制強化、コンプライアンス関係規程の整備及び適切な運用によって、不適正な行為の防止はもとより、契約事務の透明性の確保、個人情報保護や情報公開に係る適切な対応、情報セキュリティ体制の強化、適正な文書管理及び障害者雇用率の達成などに不断に取り組み、団体の健全経営の維持を図ります。

また、各団体の効率的・効果的な団体運営に係る取組については、事業の有効性や必要性、費用対効果、民間事業との類似性、DXの推進による高付加価値な市民サービスの実現可能性などの観点から、事業のスクラップ・アンド・ビルドや見直しを進めるとともに、職員のコスト意識の徹底を含めた業務改善の組織風土の醸成を図ることにより、事業運営の効率化を目指します。

さらに、近年の激甚化・頻発化する自然災害や新興・再興感染症の拡大といった不測の事態や、少子高齢化の進展による労働力不足、デジタル化の進展、物価高騰などの急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、中長期にわたって、良質な市民サービスの安定的な提供等を図るため、事業継続計画（BCP）の策定・見直しや職員のテレワークを始めとしたデジタル環境の整備、必要に応じた中期経営計画の策定など、持続可能な組織運営体制の構築・強化を進めることによって、効率的・効果的な団体運営を推進します。

なお、公益性の高い事業を実施している団体については、収支の均衡が見込めない事業もあることから、団体の公益性や収益性によっては、事業を効率的・効果的に実施するための努力が最大限行われていることを前提に、団体の独立性（自主・自立）を損なわないよう留意しながら、市による必要な支援等を検討します。

## ② 人材の確保・育成

各団体における人材の確保・育成について、プロパー職員の新規採用は、人件費などが将来にわたり、団体経営に影響を及ぼすことから、市との事前協議制とし、団体の経営状況、今後の事業見通し、組織・人員体制の見直し余地、嘱託・契約職員や臨時職員の活用可能性などを慎重に考慮して、必要やむを得ないと判断された場合にのみ行います。

しかしながら、外郭団体が独立した法人として、将来に向けて事業を安定的かつ自立的に遂行するためには、業務の質や量に応じた適切な人員を確保する必要があることから、プロパー職員の新規採用については、新規事業の展開に伴う体制強化や退職者補充の必要性など、団体の存続や事業の継続性等も踏まえて検討します。

また、民間の感覚やノウハウを取り入れ、専門性の強化や効率的・効果的な団体運営を図るため、引き続き民間経験者の活用を推進し、市OBについては、市職員として培った知識や経験が、団体の運営に資すると考えられる場合には、採用時の透明性、公正性等を確保した上で、その活用を検討します。

さらに、各団体においては、近年の多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対応するとともに、団体の特色や専門性を生かした良質な市民サービスを安定的に提供していくため、業務に必要な資格の取得や外部研修の受講等を推進する環境を整備することで、団体運営に資する専門的知識・技能を有する職員、デジタル社会の進展に伴うデジタル技術やデータ活用に関する知識・経験を持つ職員など、多様な人材の確保・育成を強化します。

こうした人材の確保・育成に係る体制整備として、少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少に伴う深刻な労働力・専門人材の不足に直面する中、若年層を中心とした働き手側の価値観の変化等にも対応するため、長時間労働の是正や柔軟な働き方の導入、スキルアップ支援等、職員の能力を最大限に引き出し、職員一人ひとりがやりがいや成長を実感できる、多様な働き方を受け入れる職場環境づくりを推進していきます。

加えて、各団体における将来の安定した団体運営を見据え、必要に応じて適正な定員管理や総人件費の抑制等を考慮した人員計画の策定にも努めます。

### ③ 市民サービスの更なる向上

利用者アンケートの実施や地域関連団体との意見交換等により、地域の実情や市民ニーズを丁寧に把握しながら、市民サービスの更なる向上を図ります。

市民ニーズの把握にあたっては、従来の方法に加えて、デジタル技術やデジタルツールの活用等、新たな方法についても検討します。

所管課は、外郭団体が実施した利用者アンケートの結果や団体に寄せられた意見等を含め、事業の実施状況等を定期的にヒアリングし、アンケート等で抽出された課題への対応策に係る指導・調整を行い、各事業の改善を推進していきます。

## (4) 各団体の位置付けと取組方針

各団体の位置付けは、自主財源比率や補助金の交付状況により、①自立的経営を維持する団体、②経営効率化を図る団体、③経営健全化を推進する団体の3つに区分することができます。

### 各外郭団体の位置付けのイメージ

#### ① 自立的経営を維持する団体

補助金が交付されていないなど市からの支援が少ないことに加え、自主財源比率が高い団体を位置付けます。

現在でも自立的な経営が行われていますが、収益事業の拡大、随意契約による市委託料の削減、市の出資割合の引下げなど、更なる自立的経営を目指します。

- ・（一財）さいたま市浦和地域医療センター
- ・（一財）さいたま市都市整備公社
- ・北浦和ターミナルビル(株)

## ② 経営効率化を図る団体

補助金が交付されている団体又は自主財源比率の低い団体を位置付けます。

公益性の高い事業の占める割合が高いなど、収支の均衡を見込むことが難しい団体もあることから、積極的な自主事業の展開による収益の拡大や、効率的・効果的に事業を実施するための努力が最大限行われていることを前提に、市による必要な支援等も検討しながら、引き続き市の施策推進のために連携を図ります。

- ・（公財）さいたま市スポーツ協会
- ・（一社）さいたまスポーツコミッション
- ・（公財）さいたま市文化振興事業団
- ・（社福）さいたま市社会福祉協議会
- ・（社福）さいたま市社会福祉事業団
- ・（公社）さいたま市シルバー人材センター
- ・（公財）さいたま市産業創造財団
- ・（公社）さいたま観光国際協会
- ・（公財）さいたま市公園緑地協会
- ・（一財）さいたま市土地地区画整理協会

## ③ 経営健全化を推進する団体

経営の再建に取り組んでいる団体を位置付けます。

引き続き、市による指導監督や支援を受けながら、経営健全化・安定化を図ります。

- ・与野都市開発(株)
- ・岩槻都市振興(株)

## ① 自立的経営を維持する団体

### （一財）さいたま市浦和地域医療センター

医師会や各種団体と連携して、休日急患診療所の運営及び訪問看護師等育成支援事業を実施しており、特に休日急患診療所は、一般病院や診療所が提供していない時間帯等における緊急の医療ニーズに応えるものであることから、公益性や市の施策との関連性が高い事業です。

休日急患診療所の運営にあたっては、感染症の流行状況やそれによる患者数の変動について情報を収集し、適切に対応することで、市民の安心な暮らしに必要な生活基盤の一つである初期救急医療体制を維持するとともに、引き続き、自立的経営を行っていきます。

また、訪問看護師等育成支援事業については、市内の訪問看護事業を担う事業者への支援として広く活用してもらえるよう、周知を図り、在宅医療を支える訪問看護の質の向上とその業務に従事する人材の確保を図る取組を支援していきます。

### （一財）さいたま市都市整備公社

大宮情報文化センター（JACK大宮）や、駐車場・駐輪場（市有施設の指定管理を含む。）の管理運営等の収益的事業のほか、大宮駅周辺地域における「駐車場ルール運用組織」といった公益的事業を行うなど、良好な都市環境の確保等の点で公益性や市の施策の補完機能を担っています。

第4次中期経営計画（令和7年度から令和11年度）に基づき、賃料の適正化や業務の効率化などによる収益の改善・向上や計画的な予防保全の徹底や省エネ・緑化の推進などによる安心安全な施設の保全・向上等に取り組むことで、安定した収益の確保やコストの削減等を進め、引き続き自立的経営を維持していきます。

また、良好な市街地の形成及び道路交通の円滑化により、地域社会の発展に寄与することを目的とする団体として、市のまちづくり施策を側面から支援するため、大宮駅西口周辺におけるエリアマネジメント等にも取り組んでいます。

### 北浦和ターミナルビル（株）

市街地再開発事業により建設された複合ビルの管理運営を行い、貸店舗事業、貸会議室事業、バスターミナル事業を行っています。

バスターミナル事業は、ビルの周囲にバス駐車場を6か所設置し、北浦和駅東口地域の交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保といった公益に寄与しています。

貸店舗事業の収益は安定しているものの、貸会議室事業はコロナ禍以前の実績まで回復していない状況であり、今後は、竣工から20年以上が経過し

たビルの修繕等、維持管理に係る継続的な支出増が見込まれます。

今後もより一層の事業の改善を進め、賃料・管理費の見直しを行うことで収益の向上を図るとともに、引き続き自立的経営を維持しながら、公益性の高い事業を継続していきます。

## ② 経営効率化を図る団体

### （公財）さいたま市スポーツ協会

市内の各種競技団体やスポーツ少年団のとりまとめ・支援等を行うとともに、各種スポーツ団体や市と連携しながら、市民がスポーツをする機会や場の提供、スポーツを通じた青少年の心身の健全な育成の推進など、市の施策との関連性が高い公益性を有する事業を実施しています。

「第2期さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」における市民の生涯スポーツの更なる振興を推進する中心的組織として、スポーツを通じた地域コミュニティの形成・醸成や身近な場所で気軽にスポーツのできる活動場所の提供をスポーツ協会の役割として捉え、市民の運動機会の充実等に向けた各事業を推進していきます。また、収入の多くを市からの補助金に依存している状況を踏まえ、外部委託業務の内製化等による更なる経営の効率化やスポーツ教室の開催等による自主財源の拡大についても積極的に取り組みます。

### （一社）さいたまスポーツコミッション

地域スポーツの振興と地域経済の活性化を推進し、笑顔あふれる「日本一のスポーツ先進都市」を実現するため、スポーツコミッション推進事業、スポーツシュール事業、さいたまクリテリウム・ランニングイベント開催事業などを展開しています。

事業の展開にあたっては、公益性と収益性の観点から、既存事業の更なる魅力向上や高付加価値化を推進します。また、新事業の立ち上げにより、地域への貢献力や稼ぐ力を高めていきます。

そのため、人材の確保・育成を進めるとともに、民間企業と連携した事業創出等により、経営基盤の強化と自主財源の更なる確保に取り組みます。

### （公財）さいたま市文化振興事業団

「さいたま市文化芸術都市創造計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）に基づき、同計画の主要な推進主体として市の文化政策の一翼を担い、文化芸術に関する人材の育成や多様な文化事業の実施、アーツカウンシルさいたまの運営、市民の主要な文化芸術活動の場である文化施設等の管理運営など、文化芸術振興に関する様々な事業を展開しています。

文化芸術の振興に求められる機能や取組が高度化するなか、専門的人材の採用や研修等による人材の確保・育成に積極的に取り組むとともに、職種や

雇用形態に関する組織体制の見直しや、クラウドファンディングや寄附金などのファンドレイジングによる新たな自主財源の確保等、文化芸術分野での専門性向上と経営の安定化に取り組むことで、市の文化芸術に関する総合窓口機能の構築を目指します。

#### **（社福）さいたま市社会福祉協議会**

地区社会福祉協議会をはじめとした様々な地域の福祉関係団体との協働やボランティア活動の推進などにより、地域福祉の推進を図っています。

市の「第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」において、市や地区社会福祉協議会と共に、地域福祉の推進体制の主体として位置付けられており、手話通訳者・要約筆記者派遣事業や高齢・障害者権利擁護センターの受託などに加え、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を目指す「地域共生社会」の実現に向けた、包括的な支援体制の整備の一翼を担っています。

また、財務状況の改善と組織体制の強化を図ることで、効率的・効果的な団体運営を進めるとともに、引き続き市と密接に連携しながら、地域福祉の中核としての役割を果たしていきます。

#### **（社福）さいたま市社会福祉事業団**

主に指定管理者として市の多くの福祉施設を管理・運営していますが、熟練事業者でなければ受託困難な事案を受け入れるなど、市の福祉サービスを安定的に供給するセーフティーネットとしての役割も担っており、公益性や市の施策との関連性が高い団体です。

「経営基本計画」（平成28年度～令和7年度）とあわせ、新たに作成する「経営健全化計画」（令和7年度～令和10年度）等に基づき、清掃・送迎運行などの業務委託の精査・見直し、法人内事業所間データ共有化・ペーパーレス化などのDXの推進によるコスト削減を図ります。さらに、各施設に対する経営状況ヒアリングの実施や施設見学会の開催などにより、障害福祉サービス事業所等の稼働率向上に努め、自主財源の確保を図ります。

また、多様な福祉サービスを安定的に供給するため、福祉人材を確保・育成するとともに、管理職育成の強化にも取り組みます。

#### **（公社）さいたま市シルバー人材センター**

健康で働く意欲を持つ高齢者に対して、就業や社会奉仕等の地域社会参画への機会確保・提供を行っています。

超高齢社会を迎え、高齢者のより一層の活躍が期待される中、就業や社会奉仕等を通じて高齢者の生きがいと福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与する公益性の高い事業を実施してい

ることから、引き続き市との関係を維持しつつ、団体としての役割を果たしていきます。

また、組織活動の基盤となる会員の拡大、より幅広い就業機会の確保、請負事業と労働者派遣事業を両輪とした契約実績の向上などの取組を強化することにより、センターの魅力向上や自主財源の更なる確保を推進していきます。

#### **(公財) さいたま市産業創造財団**

市の「産業振興ビジョン」を推進していく中核的な団体として、市内中小企業者や創業者を対象とした経営相談や創業支援、融資、さらには成長促進支援といった市の産業振興政策に基づいた各種施策を積極的に実施するとともに、中小企業等の従業員の福利厚生サービスである勤労者福祉サービスセンター事業など公益性の高い事業に取り組んでいます。

昨今のA I等の技術革新や労働人材の不足といった社会経済情勢の変化により企業のニーズが多様化する中、オープンイノベーションの推進や高度人材育成を中心とした支援を実施していくことにより、持続可能な成長を目指す企業の競争力強化を図っていきます。加えて、こうした企業の多様なニーズに対応するため、高度な専門性を有する外部人材の活用や、財団内部での高度人材・経営人材の育成に注力していきます。

また、D X推進などによる業務効率化や勤労者福祉サービスセンター事業の会員獲得などによる自主財源の確保についても積極的に取り組みます。

#### **(公社) さいたま観光国際協会**

市及び周辺における観光振興、国内外からの観光客の誘致、M I C Eの誘致や開催支援、国際交流や多文化共生の推進などを行っています。

市の観光・コンベンション振興を中心に、会員向けサービス、多文化共生のためのイベント開催や交流事業を展開するなど、市の観光施策や国際化推進施策と密接に関係する公益性の高い事業を実施していることから、引き続き市との連携強化を図っていきます。

また、観光・国際事業での収益性向上による更なる自主財源の確保、D Xの推進等による業務効率化に取り組みます。

あわせて、会員構造の見直しや市と協会の効果的な役割分担について検討し、市民サービスの更なる向上につなげていきます。

#### **(公財) さいたま市公園緑地協会**

指定管理事業を中心に、市民と一体となって展開する市民協働型公園運営の実現及び継続を目標に掲げ、公園文化の創造と展開、防災拠点としての活動協力、都市緑化の啓発などを行っています。

公益法人としての特長を生かしたエリアマネジメントの推進、地域コミュ

ニティ形成に取り組むとともに、民間事業者と競合する指定管理業務については、職員の知識やスキルの向上を図ることで、質の高いサービスの提供、安全安心な維持管理体制の構築を進めていきます。

また、契約事務の電子化などD Xの推進等によるコスト削減をはじめ、経営効率化に向けた取組を強化するとともに、指定管理料に頼らない自主事業や、市が推進する公園の魅力向上・賑わい創出のための公民連携に積極的に取り組み、自主財源確保の強化を図ります。

#### **(一財) さいたま市土地区画整理協会**

市内の組合施行による土地区画整理事業の業務を受託し、当該組合と連携して事業を進めています。

組合施行の土地区画整理事業は、まちづくりにおける市の重要な施策のひとつであることから、引き続き市と連携し、専門性を活かした事業展開により早期完了を図ります。

事業の実施にあたっては、新たな収益源の確保を模索しつつ、コスト削減の徹底、デジタル技術の活用や職員のスキルアップ等による業務効率化に取り組めます。

### **③ 経営健全化を推進する団体**

#### **与野都市開発（株）**

北与野駅北口市街地再開発事業の一環として建設された再開発ビル「アルーサA・B館」の管理運営を行い、貸店舗事業などを行っています。

経営悪化により、平成22年度から市の出資や資金貸付などの支援による経営再建に取り組んでおり、引き続き市の指導監督の下で借入金の返済を進めていきます。

竣工から30年以上が経過したことによる予定外の修繕の発生や原材料価格・諸経費の高騰等により、事業への影響が見込まれるものの、長期修繕計画の見直しとビルの効果的な修繕の実施による建物の長寿命化、テナント賃料の見直しなどによる既存事業の安定的な自主財源の確保、リモート会議やテレワークの実施といったD Xの推進による業務の効率化やコスト削減等により捻出された余剰資金で、借入金の早期返済に取り組めます。

なお、借入金の返済後、経営が安定した後は自立化を図っていきます。

また、北与野駅前という好立地を生かし、キッチンカー事業等の実施によるにぎわい創出にも取り組んでいきます。

【参考：市からの借入金返済スケジュール（令和28年度完済予定）】

- ・令和3年度～12年度（10年間）各年度1億円返済
- ・令和13年度～28年度（16年間）各年度5千万円返済

#### 岩槻都市振興（株）

岩槻駅東口第1種市街地再開発事業として建設された再開発ビル「WATSU（ワッツ）」の管理運営を行い、貸店舗事業などを行っています。

経営悪化により、平成21年度から、RCC企業再生スキームを活用するとともに、市の出資などによる支援を受け、経営再建に取り組んでおり、引き続き市の指導監督の下で借入金の返済を進めています。

テナントリーシングの強化などによる既存事業の安定的な収益の確保や、コストの抑制等、引き続き経営健全化の取組を推進することで、着実に借入金を返済します。

なお、借入金の返済後、経営が安定した後は自立化を図っていくことから、人材育成及び人材確保など将来に向けた安定した事業運営、経営基盤の確立を進めています。

また、岩槻駅前という好立地を生かし、ワッツテナント会や地域団体の開催するイベントへの連携及び協力によるワッツビルや駅周辺地域のにぎわい創出にも取り組んでいます。

【参考：市からの借入金返済スケジュール（令和11年度完済予定）】

- ・令和2年度～11年度（10年間）      各年度5千万円返済

## 4 取組の進行管理と評価

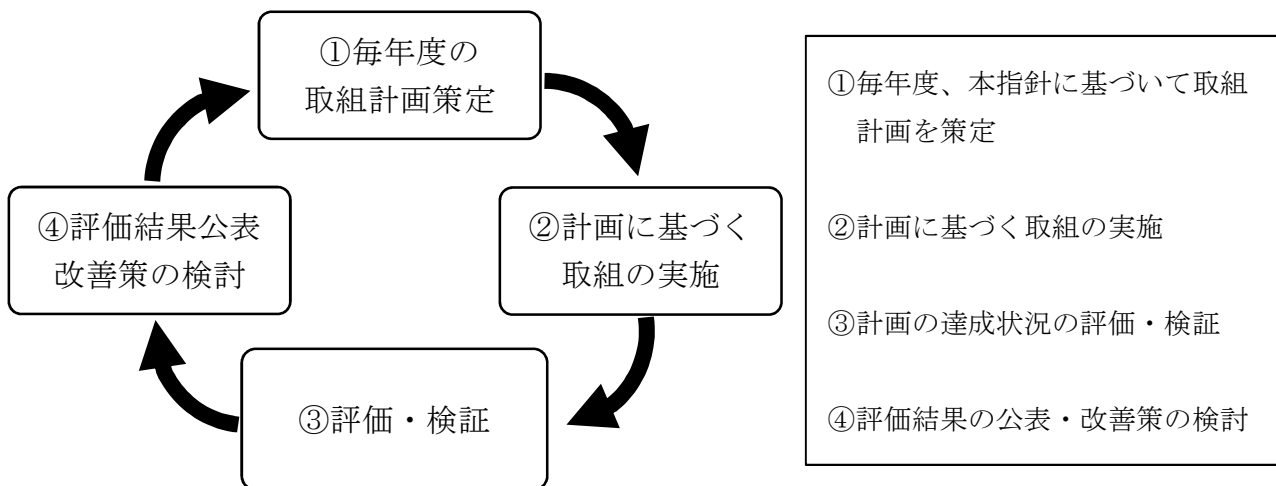
### (1) 取組の進行管理

各団体は、「3 外郭団体改革の課題を踏まえた取組方針」の各項目の内容に基づき、毎年度、取組計画を策定したうえで、当該計画に基づいて取組を実施します。また、翌年度に取組計画の達成状況を評価・検証するとともに、取組計画に改善点を反映させることで、PDCAサイクルを確立し、進行管理を行います。

### (2) 評価結果等の公表

取組計画や評価結果は、市ホームページで公表します。

#### PDCAサイクルのイメージ図



## 5 各団体の重点取組目標

本指針に基づいて各団体が行う改善等の取組のうち、複数年度にわたるものや特に重要なものについては、「重点取組目標」として位置付けます。

# 各団体の概要及び重点取組目標

(令和6年11月現在)

|            |                                                                                                                                                                                                  |          |           |              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|--------------|
| 団体名        | 公益財団法人 さいたま市スポーツ協会                                                                                                                                                                               |          |           |              |
| 設立年月日      | 平成15年4月1日                                                                                                                                                                                        | 代表者(職・名) | 会長 北 清治   |              |
| 所在地        | さいたま市桜区道場4-3-1                                                                                                                                                                                   |          | 電話番号      | 048-851-6250 |
| 資本金・基本金    | 200,000千円                                                                                                                                                                                        | 市出資・出捐金  | 200,000千円 | 100%         |
| 所管部局       | スポーツ文化局<br>スポーツ部 スポーツ振興課                                                                                                                                                                         |          | 電話番号      | 048-829-1058 |
| 設立目的       | さいたま市における体育・スポーツを振興し、市民の健康増進と体力向上を図り、もって明るく活力に満ちたさいたま市民の育成に寄与する。                                                                                                                                 |          |           |              |
| 主な事業       | ①市民スポーツ大会・各種スポーツ教室などの事業<br>②各加盟団体・スポーツ少年団への助成・支援・情報発信                                                                                                                                            |          |           |              |
| 市が団体に求める事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の推進する「生涯スポーツの振興やスポーツを活用した総合的なまちづくり」と連携した事業を展開すること。</li> <li>・経営の更なる効率化を図ること。</li> <li>・自主財源の拡大に積極的に取り組むこと。</li> <li>・市内各スポーツ団体との連携強化に取り組むこと。</li> </ul> |          |           |              |
| 重点取組目標     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営</li> <li>・人材の確保・育成</li> <li>・市民サービスの更なる向上</li> <li>・市民の運動機会の充実</li> </ul>                                                 |          |           |              |

(令和6年11月現在)

|            |                                                                                                                                                                                                                      |          |          |              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|--------------|
| 団体名        | 一般社団法人 さいたまスポーツコミッション                                                                                                                                                                                                |          |          |              |
| 設立年月日      | 平成30年12月10日                                                                                                                                                                                                          | 代表者(職・名) | 会長 遠藤 秀一 |              |
| 所在地        | さいたま市浦和区北浦和1-7-1<br>北浦和ターミナルビル3階                                                                                                                                                                                     |          | 電話番号     | 048-762-8473 |
| 資本金・基本金    | 114,500千円                                                                                                                                                                                                            | 市出資・出捐金  | 24,500千円 | 21.4%        |
| 所管部局       | スポーツ文化局<br>スポーツ部 スポーツ政策室                                                                                                                                                                                             |          | 電話番号     | 048-829-1737 |
| 設立目的       | さいたま市及び周辺地域にあるスポーツ資源や特徴ある観光資源を最大限活用し、各種競技大会等スポーツ関連イベントの積極的な誘致等の事業を通じて、地域のスポーツ機会を創出することにより、地域スポーツの振興と地域経済の活性化を図ることを目的とする。                                                                                             |          |          |              |
| 主な事業       | ①スポーツコミッション推進事業<br>②スポーツシュレ事業<br>③さいたまクリテリウム・ランニングイベント開催事業                                                                                                                                                           |          |          |              |
| 市が団体に求める事項 | 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現に向けた推進主体のひとつとして、地域スポーツの振興と地域経済の活性化を一層推進すること。                                                                                                                                                 |          |          |              |
| 重点取組目標     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営</li> <li>・人材の確保・育成</li> <li>・市民サービスの更なる向上</li> <li>・スポーツコミッション推進事業の推進</li> <li>・スポーツシュレ事業の推進</li> <li>・さいたまクリテリウム・ランニングイベント開催事業の推進</li> </ul> |          |          |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                                                                                          |          |            |              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------|--------------|
| 団体名        | 公益財団法人 さいたま市文化振興事業団                                                                                                                                                                                                      |          |            |              |
| 設立年月日      | 昭和 59 年 10 月 18 日                                                                                                                                                                                                        | 代表者（職・名） | 理事長 柳沢 幸一  |              |
| 所在地        | さいたま市南区根岸 1－7－1                                                                                                                                                                                                          |          | 電話番号       | 048-866-3259 |
| 資本金・基本金    | 165,000 千円                                                                                                                                                                                                               | 市出資・出捐金  | 165,000 千円 | 100%         |
| 所管部局       | スポーツ文化局<br>文化部 文化振興課                                                                                                                                                                                                     |          | 電話番号       | 048-829-1226 |
| 設立目的       | 芸術文化の振興を図り、市民文化の向上と地域コミュニティの推進を図るとともに、さいたま市が設置する施設の管理運営の受託を行い、もって市民の文化の向上と地域社会の発展に寄与する。                                                                                                                                  |          |            |              |
| 主な事業       | ①市民文化の向上と地域コミュニティの推進に関する事業<br>②文化団体等の育成に関する事業<br>③文化事業の開催に関する事業<br>④さいたま市の各種文化行事に対する協力に関する事業<br>⑤さいたま市が設置した施設の管理運営の受託に関する事業<br>⑥その他芸術文化の振興を図る目的を達成するために必要な事業                                                             |          |            |              |
| 市が団体に求める事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期的視点に基づく計画的な専門的人材の育成及び採用</li> <li>・ 専門的な知識を蓄積、活用した文化芸術に関する総合窓口機能の構築</li> </ul>                                                                                                 |          |            |              |
| 重点取組目標     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営</li> <li>・ 人材の確保・育成</li> <li>・ 市民サービスの更なる向上</li> <li>・ さいたま市総合振興計画、さいたま市文化芸術都市創造計画に対応した事業展開</li> <li>・ D X の更なる推進による業務の効率化及び市民サービスの向上</li> </ul> |          |            |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                                                                    |          |           |              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|--------------|
| 団体名        | 一般財団法人 さいたま市浦和地域医療センター                                                                                                                                                                             |          |           |              |
| 設立年月日      | 昭和 54 年 1 月 24 日                                                                                                                                                                                   | 代表者（職・名） | 理事長 桐澤 重彦 |              |
| 所在地        | さいたま市浦和区常盤 6－4－18                                                                                                                                                                                  |          | 電話番号      | 048-833-6901 |
| 資本金・基本金    | 30,000 千円                                                                                                                                                                                          | 市出資・出捐金  | 30,000 千円 | 100%         |
| 所管部局       | 保健衛生局 保健部 地域医療課                                                                                                                                                                                    |          | 電話番号      | 048-829-1292 |
| 設立目的       | 地域住民の心身の機能の維持回復、救急医療体制の整備、健康・衛生に関する知識の普及、公衆衛生の向上を図り、もって市民生活の安定及び福祉の向上に寄与する。                                                                                                                        |          |           |              |
| 主な事業       | ①休日急患診療所の運営に関する事業<br>②訪問看護師等育成支援事業                                                                                                                                                                 |          |           |              |
| 市が団体に求める事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の施策と連携を図りながら休日急患診療所を運営すること。</li> <li>・引き続き自立的経営を維持すること。</li> </ul>                                                                                        |          |           |              |
| 重点取組目標     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営</li> <li>・人材の確保・育成</li> <li>・市民サービスの更なる向上</li> <li>・休日・夜間等における救急医療の適正利用等の周知</li> <li>・訪問看護事業所に対する訪問看護師等育成支援事業の周知</li> </ul> |          |           |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                                                              |          |          |              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|--------------|
| 団体名        | 社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会                                                                                                                                                                          |          |          |              |
| 設立年月日      | 平成 13 年 8 月 1 日                                                                                                                                                                              | 代表者（職・名） | 会長 清水 勇人 |              |
| 所在地        | さいたま市浦和区常盤 9-30-22<br>浦和ふれあい館内                                                                                                                                                               |          | 電話番号     | 048-835-3111 |
| 資本金・基本金    | 8,500 千円                                                                                                                                                                                     | 市出資・出捐金  | 0 千円     | 0%           |
| 所管部局       | 福祉局 生活福祉部 福祉総務課                                                                                                                                                                              |          | 電話番号     | 048-829-1254 |
| 設立目的       | さいたま市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。                                                                                                                         |          |          |              |
| 主な事業       | ①地域福祉活動推進事業（地区社会福祉協議会活動支援）<br>②地域福祉情報・研修センター事業<br>③ふれあい会食推進事業<br>④宅配食事サービス事業<br>⑤ボランティアセンター運営事業<br>⑥日常生活自立支援事業<br>⑦生活福祉資金貸付事業<br>⑧手話通訳者・要約筆記者派遣事業<br>⑨介護保険事業<br>⑩法人後見事業<br>⑪高齢・障害者権利擁護センター事業 |          |          |              |
| 市が団体に求める事項 | ・市と一体となって地域福祉を進める団体として、委託等により市の事業の一翼を担うとともに、市の施策との更なる連携により事業を展開すること。<br>・組織力の強化、接遇、法令順守などの人材育成の強化を図ること。<br>・経営の更なる効率化を図ること。                                                                  |          |          |              |
| 重点取組目標     | ・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営<br>・人材の確保・育成<br>・市民サービスの更なる向上<br>・市の施策との更なる連携<br>・地域との更なる連携・協働<br>・コミュニティソーシャルワークの推進                                                                         |          |          |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |          |           |              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|--------------|
| 団体名        | 社会福祉法人 さいたま市社会福祉事業団                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          |           |              |
| 設立年月日      | 平成 13 年 8 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 代表者（職・名） | 理事長 荒井 康博 |              |
| 所在地        | さいたま市大宮区土手町 1－213－1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |          | 電話番号      | 048-669-0033 |
| 資本金・基本金    | 19,100 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 市出資・出捐金  | 19,100 千円 | 100%         |
| 所管部局       | 福祉局 生活福祉部 福祉総務課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |          | 電話番号      | 048-829-1252 |
| 設立目的       | 利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスの提供を図るとともに、利用者個人の尊厳を保持し、能力に応じた日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。                                                                                                                                                                                                                                                       |          |           |              |
| 主な事業       | ①市の社会福祉施設等の経営<br>母子生活支援施設(1)、ケアハウス(1)、障害児通所支援事業(6)、<br>放課後児童クラブ(62)、児童センター(18)、放課後子ども居場所事業(4)、<br>老人福祉センター(8)、<br>障害福祉サービス事業(多機能型(4)・生活介護(2))、<br>相談支援事業(11)、地域生活支援事業(1)、身体障害者福祉センター(1)、<br>老人憩いの家(9)、大宮ふれあい福祉センター(1)<br>②自主事業<br>障害児通所支援事業(1)、障害福祉サービス事業<br>(多機能型(2)、共同生活援助(1)、短期入所(1)、就労定着支援事業(1))、<br>生計困難者相談支援事業(1)<br>※ ( )は施設数 |          |           |              |
| 市が団体に求める事項 | ・適正な人員配置等による経営効率化<br>・各施設のサービス内容の精査等に伴う稼働率向上による自主財源の確保                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |           |              |
| 重点取組目標     | ・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営<br>・人材の確保・育成<br>・市民サービスの更なる向上<br>・経営の効率化                                                                                                                                                                                                                                                             |          |           |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                                                                   |          |           |              |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|--------------|
| 団体名        | 公益社団法人 さいたま市シルバー人材センター                                                                                                                                                                            |          |           |              |
| 設立年月日      | 昭和 62 年 6 月 10 日                                                                                                                                                                                  | 代表者（職・名） | 理事長 佐伯 鋼兵 |              |
| 所在地        | さいたま市大宮区土手町 1－213－1                                                                                                                                                                               |          | 電話番号      | 048-669-0303 |
| 資本金・基本金    | 0 千円                                                                                                                                                                                              | 市出資・出捐金  | 0 千円      | 0%           |
| 所管部局       | 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課                                                                                                                                                                                   |          | 電話番号      | 048-881-8627 |
| 設立目的       | 高齢者の希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。                                                                                                         |          |           |              |
| 主な事業       | ①臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供<br>②高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施<br>③社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業<br>④上記の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営<br>⑤その他センターの目的を達成するために必要な事業 |          |           |              |
| 市が団体に求める事項 | ・就業機会の確保などにより、高齢者の社会参画の促進を図ること。<br>・自主財源の確保に積極的に取り組み、経営の健全化を図ること。                                                                                                                                 |          |           |              |
| 重点取組目標     | ・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営<br>・人材の確保・育成<br>・市民サービスの更なる向上<br>・会員数の増加                                                                                                                          |          |           |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                                  |          |            |              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------|--------------|
| 団体名        | 公益財団法人 さいたま市産業創造財団                                                                                                                                               |          |            |              |
| 設立年月日      | 平成 16 年 3 月 18 日                                                                                                                                                 | 代表者（職・名） | 理事長 中村 雅範  |              |
| 所在地        | さいたま市中央区下落合 5－4－3                                                                                                                                                |          | 電話番号       | 048-851-6696 |
| 資本金・基本金    | 200,000 千円                                                                                                                                                       | 市出資・出捐金  | 200,000 千円 | 100%         |
| 所管部局       | 経済局 商工観光部 経済政策課                                                                                                                                                  |          | 電話番号       | 048-829-1362 |
| 設立目的       | さいたま市の特性を生かして、市内中小企業者、創業者等の支援を行うとともに、中小企業等に勤務する者の勤労者福祉向上を図ることにより、地域産業の振興及び豊かな市民生活の形成に寄与する。                                                                       |          |            |              |
| 主な事業       | ①中小企業者等の経営強化及び技術力向上に係る相談・診断・助言に関する事業<br>②創業及び新事業創出の促進に関する事業<br>③中小企業等に必要な情報の収集及び提供に関する事業<br>④人材育成に関する事業、就労支援に関する事業、産学官の交流に関する事業<br>⑤中小企業に勤務する従業員及び事業者の福利厚生に関する事業 |          |            |              |
| 市が団体に求める事項 | ・市産業振興ビジョン推進の中核的機関として、機動的かつ専門的に経営相談や創業支援、融資等、各種産業振興施策の積極的な実施<br>・社会・経済情勢に対応した支援を実施するための職員育成<br>・経営の更なる効率化・自主財源の確保                                                |          |            |              |
| 重点取組目標     | ・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営<br>・人材の確保・育成<br>・市民サービスの更なる向上<br>・中期経営計画の推進                                                                                      |          |            |              |

(令和6年11月現在)

|                |                                                                                                                                                                                                    |          |            |              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------|--------------|
| 団体名            | 公益社団法人 さいたま観光国際協会                                                                                                                                                                                  |          |            |              |
| 設立年月日          | 平成3年4月6日                                                                                                                                                                                           | 代表者(職・名) | 会長 筑波 伸夫   |              |
| 所在地            | さいたま市大宮区高鼻町2-1-1<br>B i b l i 2 F                                                                                                                                                                  |          | 電話番号       | 048-647-8338 |
| 資本金・基本<br>金    | 124,441 千円                                                                                                                                                                                         | 市出資・出捐金  | 124,441 千円 | 100%         |
| 所管部局           | 経済局 商工観光部 観光国際課                                                                                                                                                                                    |          | 電話番号       | 048-829-1365 |
| 設立目的           | さいたま市及びその周辺地域における観光、コンベンション事業及び国際交流、国際協力事業の振興を図り、文化向上と、多文化共生の社会づくりを促進し、地域社会の発展とともに、国際化に資する。                                                                                                        |          |            |              |
| 主な事業           | ①内外観光客及びコンベンションの誘致促進、開催支援並びに広報宣伝<br>②観光及びコンベンションに関する調査研究並びに情報の収集・提供<br>③観光及びコンベンション振興のためのイベント等の開催並びに観光・物産の開発・振興<br>④国際交流事業、多文化共生事業<br>⑤国際交流センター、観光案内所その他関連施設等の管理及び運営                               |          |            |              |
| 市が団体に<br>求める事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存事業の見直しによる自主財源の確保に取り組むこと。</li> <li>・コスト削減などによる更なる経営の効率化を図ること。</li> <li>・会員構造の見直しの検討、会員目的の周知を図ること。</li> <li>・市の施策と連携した事業を展開すること。</li> </ul>                |          |            |              |
| 重点取組目標         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営</li> <li>・人材の確保・育成</li> <li>・市民サービスの更なる向上</li> <li>・観光事業の更なる充実</li> <li>・M I C E 事業の更なる充実</li> <li>・国際交流事業の更なる充実</li> </ul> |          |            |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                               |          |           |              |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|--------------|
| 団体名        | 公益財団法人 さいたま市公園緑地協会                                                                                                                                            |          |           |              |
| 設立年月日      | 昭和 56 年 4 月 3 日                                                                                                                                               | 代表者（職・名） | 理事長 中村 元信 |              |
| 所在地        | さいたま市南区別所 4-12-10                                                                                                                                             |          | 電話番号      | 048-836-5678 |
| 資本金・基本金    | 28,000 千円                                                                                                                                                     | 市出資・出捐金  | 28,000 千円 | 100%         |
| 所管部局       | 都市局 みどり公園推進部<br>都市公園課                                                                                                                                         |          | 電話番号      | 048-829-1420 |
| 設立目的       | 埼玉県内における都市公園等において良好な景観を維持し、市民が快適に利用できるよう運営することにより、公園等機能の増進と、公園文化の創造を推進するとともに都市緑化の普及啓発を行うことをもって、地域社会の健全な発展に寄与する。                                               |          |           |              |
| 主な事業       | ①公益目的事業<br>・市民協働型の運営・管理・維持による利用促進及び公園機能の増進を図る事業<br>・緑の基金の造成・管理・運用による都市緑化助成及び緑化推進事業<br>・公園文化の創造と展開を目的とした都市公園等の広報及び調査・研究事業<br>②その他の事業<br>・遊具・用具の貸出及び販売、自動販売機の設置 |          |           |              |
| 市が団体に求める事項 | ・市民協働など、公益法人の特長を生かした公園の維持管理、運営を行う。<br>・職員の知識やスキル向上などによる質の高いサービスの提供を図ること。<br>・コスト削減など経営の更なる効率化を図ること。<br>・自主事業や新規事業の実施による、自主財源の確保を積極的に行うこと。                     |          |           |              |
| 重点取組目標     | ・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営<br>・人材の確保・育成<br>・市民サービスの更なる向上<br>・エリアマネジメントの推進                                                                                |          |           |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                        |          |           |              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|--------------|
| 団体名        | 一般財団法人 さいたま市都市整備公社                                                                                                     |          |           |              |
| 設立年月日      | 昭和 57 年 7 月 30 日                                                                                                       | 代表者（職・名） | 理事長 篠崎 靖夫 |              |
| 所在地        | さいたま市大宮区錦町 682-2                                                                                                       |          | 電話番号      | 048-645-4761 |
| 資本金・基本金    | 30,000 千円                                                                                                              | 市出資・出捐金  | 25,100 千円 | 83.7%        |
| 所管部局       | 都市局 まちづくり推進部<br>まちづくり総務課                                                                                               |          | 電話番号      | 048-829-1443 |
| 設立目的       | 地方公共団体において必要とされる都市施設等の整備及び交通安全への取組を補完するため、都市環境の整備等及び駐車対策の推進を図り、良好な市街地の形成及び道路交通の円滑化により、地域社会の発展に寄与する。                    |          |           |              |
| 主な事業       | ①地方公共団体等が施行する都市環境の整備、改善及び都市機能の向上に関する事業<br>②自動車駐車場及び自転車等駐車場の設置、管理運営に関する事業<br>③施設の管理運営に関する事業<br>④その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |          |           |              |
| 市が団体に求める事項 | 引き続き自立的経営を維持すること。                                                                                                      |          |           |              |
| 重点取組目標     | ・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営<br>・人材の確保・育成<br>・市民サービスの更なる向上<br>・中期経営計画の推進                                            |          |           |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                                                                 |          |             |              |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------|--------------|
| 団体名        | 与野都市開発株式会社                                                                                                                                                                                      |          |             |              |
| 設立年月日      | 平成元年 11 月 1 日                                                                                                                                                                                   | 代表者（職・名） | 代表取締役 柳田 雅彦 |              |
| 所在地        | さいたま市中央区上落合 2 - 3 - 3                                                                                                                                                                           |          | 電話番号        | 048-857-4411 |
| 資本金・基本金    | 500,000 千円                                                                                                                                                                                      | 市出資・出捐金  | 500,000 千円  | 100%         |
| 所管部局       | 都市局 まちづくり推進部<br>まちづくり総務課                                                                                                                                                                        |          | 電話番号        | 048-829-1443 |
| 設立目的       | 北与野駅北口市街地再開発事業の一環として建設された再開発ビルの管理、運営を事業目的とし、地域の中心核として地域に貢献すべく、旧与野市の第三セクターとして設立。                                                                                                                 |          |             |              |
| 主な事業       | 再開発ビルの管理運営                                                                                                                                                                                      |          |             |              |
| 市が団体に求める事項 | 着実に経営再建を進めること。                                                                                                                                                                                  |          |             |              |
| 重点取組目標     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営</li><li>・ 人材の確保・育成</li><li>・ 市民サービスの更なる向上</li><li>・ 借入金の早期返済への取組</li><li>・ 長期修繕計画の見直し及び修繕の実施</li><li>・ D X の推進</li></ul> |          |             |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                                                |          |             |              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------|--------------|
| 団体名        | 北浦和ターミナルビル株式会社                                                                                                                                                                 |          |             |              |
| 設立年月日      | 昭和 52 年 10 月 1 日                                                                                                                                                               | 代表者（職・名） | 代表取締役 辻村 公雄 |              |
| 所在地        | さいたま市浦和区北浦和 1－7－1                                                                                                                                                              |          | 電話番号        | 048-814-2501 |
| 資本金・基本金    | 80,000 千円                                                                                                                                                                      | 市出資・出捐金  | 66,950 千円   | 83.7%        |
| 所管部局       | 都市局 まちづくり推進部<br>まちづくり総務課                                                                                                                                                       |          | 電話番号        | 048-829-1443 |
| 設立目的       | 北浦和駅東口地域の交通渋滞の緩和及び歩行者の安全確保と地域住民の生活文化の向上並びに地域商業の振興に貢献する商業拠点として、第一種市街地再開発事業により設立された複合ビルの管理運営を目的に設立。                                                                              |          |             |              |
| 主な事業       | 貸店舗、貸会議室及びバスターミナル事業の管理                                                                                                                                                         |          |             |              |
| 市が団体に求める事項 | 引き続き自立的経営を維持すること。                                                                                                                                                              |          |             |              |
| 重点取組目標     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営</li> <li>・ 人材の確保・育成</li> <li>・ 市民サービスの更なる向上</li> <li>・ 計画修繕の適切な実施</li> <li>・ 地域振興に寄与する取組の実施</li> </ul> |          |             |              |

(令和 6 年 11 月現在)

|            |                                                                                                                                                                             |          |             |              |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------|--------------|
| 団体名        | 岩槻都市振興株式会社                                                                                                                                                                  |          |             |              |
| 設立年月日      | 平成 6 年 11 月 10 日                                                                                                                                                            | 代表者（職・名） | 代表取締役 宮寺 昭彦 |              |
| 所在地        | さいたま市岩槻区本町 3 - 1 - 1                                                                                                                                                        |          | 電話番号        | 048-758-7300 |
| 資本金・基本金    | 500,000 千円                                                                                                                                                                  | 市出資・出捐金  | 500,000 千円  | 100%         |
| 所管部局       | 都市局 まちづくり推進部<br>まちづくり総務課                                                                                                                                                    |          | 電話番号        | 048-829-1443 |
| 設立目的       | 岩槻駅東口第 1 種市街地再開発事業として建設された再開発ビル「W A T S U（ワッツ）」が、岩槻区の表玄関として、更には岩槻区の商業シンボルゾーンとして将来長きにわたって繁栄し、都市としての活力を高める源泉となるよう、再開発ビルの適正な管理、運営を行う。                                          |          |             |              |
| 主な事業       | ①ビルの管理業務<br>②店舗床、受託床の賃貸業務<br>③公共公益施設の管理業務                                                                                                                                   |          |             |              |
| 市が団体に求める事項 | 着実に経営再建を進めること。                                                                                                                                                              |          |             |              |
| 重点取組目標     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営</li> <li>・ 人材の確保・育成</li> <li>・ 市民サービスの更なる向上</li> <li>・ ビルの適切な維持・管理</li> <li>・ 着実な再生計画の実行</li> </ul> |          |             |              |

(令和6年11月現在)

|            |                                                                                  |          |           |              |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------|--------------|
| 団体名        | 一般財団法人　さいたま市土地区画整理協会                                                             |          |           |              |
| 設立年月日      | 昭和47年4月1日                                                                        | 代表者（職・名） | 理事長　望月　健介 |              |
| 所在地        | さいたま市中央区下落合2-18-6                                                                |          | 電話番号      | 048-799-2571 |
| 資本金・基本金    | 10,000千円                                                                         | 市出資・出捐金  | 10,000千円  | 100%         |
| 所管部局       | 都市局　まちづくり推進部<br>区画整理支援課                                                          |          | 電話番号      | 048-815-8725 |
| 設立目的       | さいたま市における土地区画整理事業の発展と推進を図り、併せて都市計画事業を促進し、もって健全な市街地の造成に寄与する。                      |          |           |              |
| 主な事業       | ①土地区画整理事業に関する受託<br>②土地区画整理事業に関する業務の指導                                            |          |           |              |
| 市が団体に求める事項 | ・受託している組合施行土地区画整理事業の早期完了を図ること。<br>・コスト削減などによる経営の効率化を図ること。                        |          |           |              |
| 重点取組目標     | ・自主財源の確保を含む健全経営の維持と効率的・効果的な団体運営<br>・人材の確保・育成<br>・市民サービスの更なる向上<br>・土地区画整理事業の着実な実施 |          |           |              |



さいたま市外郭団体の更なる健全運営に関する指針  
(令和7年度)

さいたま市 都市戦略本部行財政改革推進部

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

電 話 048-829-1112 (直通)

F A X 048-829-1997

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp>